

山鼻未来・ネットワーク協議会会則

(名称)

第1条 本会は、山鼻未来・ネットワーク協議会という。

(目的)

第2条 本会は、山鼻地区において関係機関諸団体と連携を図り、問題の解決や目標の実現に向けて、相互に話し合い、協力をして、これからの山鼻地区のあるべき姿（地域性）の方向性を創り上げ、住みよいまちづくりにかかわる諸施策を推進し、実践することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、山鼻地区における次の各種団体の役員をもって構成するものとする。

- (1) 山鼻地区町内会連合（会長・副会長・各部長）
- (2) 山鼻地区民生委員・児童委員協議会
- (3) 山鼻地区社会福祉協議会
- (4) 山鼻スポーツ振興会
- (5) 札幌市赤十字奉仕団山鼻分団
- (6) 山鼻地区青少年育成委員会
- (7) 山鼻地区交通安全指導委員会
- (8) 山鼻地区交通安全母の会
- (9) 山鼻地区交通安全実践会
- (10) 中央区消防団山鼻分団
- (11) 山鼻地区地域安全活動推進委員会
- (12) 第3山鼻祭典区
- (13) 山鼻地区統計調査員協議会
- (14) 山鼻青年会
- (15) 札幌市立山鼻小学校PTA
- (16) 札幌市立幌南小学校PTA
- (17) 札幌市立伏見小学校PTA
- (18) 札幌市立山鼻南小学校PTA
- (19) 札幌市立柏中学校PTA
- (20) 札幌市立山鼻中学校PTA
- (21) 山鼻かしわ児童会館
- (22) 山鼻児童会館
- (23) その他必要と認める団体、及びこの活動推進に賛同する団体並びに個人等

(事業)

第4条 本会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の行事を行う。

- (1) 山鼻地区の住みよいまちづくりに関する事業の実施
- (2) 山鼻地区の住みよいまちづくりに関する講習会、研修会等の実施
- (3) 山鼻地区の住みよいまちづくり事業に対する協力
- (4) その他、本会の目的達成のため必要と認められる事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
幹 事 長	1 名
副 幹 事 長	2 名
会 計 幹 事	1 名
幹 事	若干名
監 査	2 名

(役員を選任及び任期)

第6条 役員は会員の互選により選任する。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補充による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその仕事を代行する。
- (3) 幹事長は、幹事会を代表し会務を統括する。
- (4) 会計幹事は、会計の連絡調整を行う。
- (5) 幹事は、会務の連絡調整を行う。
- (6) 監査は、会計事務の執行処理について監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、協議会及び役員会並びに幹事会とし、協議会及び役員会は、それぞれ会長が招集し、幹事会は幹事長が召集する。また、その会議の座長となる。

- 2 協議会の定期総会は、年1回開催し、事業報告・収支決算報告・監査報告・事業計画案・収支予算案等その他必要事項を審議する。
- 3 協議会及び役員会は、必要に応じ開催する。
- 4 幹事会は、必要に応じ開催する。
- 5 必要に応じて、委員会(部会)を置くことができる。

(顧問及び相談役)

第9条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問について協議会及び役員会に出席し、意見を述べることができる。

(会計)

第10条 本会の運営に必要な経費は、助成金・寄付金等をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第11条 本会の事務局を山鼻まちづくりセンターに置く。

(補則)

第12条 この会則に定めのない事項については、会長に諮問し、役員会において定める。

附 則

- 1 この会則は、平成17年6月24日から施行する。ただし、経過措置として、第6条の任期については、当初の平成18年3月31日までとする。
- 2 この会則の一部を改正し、平成20年5月16日から施行する。
- 3 この会則の一部を改正し、平成24年5月25日から施行する。
- 4 この会則の一部を改正し、平成26年5月30日から施行する。
- 5 この会則の一部を改正し、平成28年5月27日から施行する。
- 6 この会則の一部を改正し、令和6年5月27日から施行する。